

令和 7 年度 「高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例」運用状況
(令和7年4月～令和8年3月)

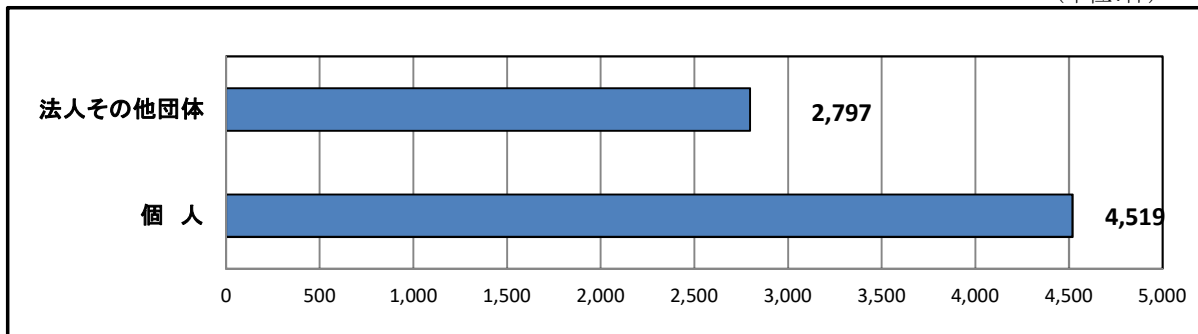
1. 記録件数

(単位:件)

部局名	記録件数	部局名	記録件数
危機管理室	21	議会事務局	2
総合戦略部	32	会計課	0
総務部	36	行政委員会	0
市民生活環境部	150	教育委員会事務局	52
健康福祉部	0	交通部	71
子ども未来部	29	水道部	61
都市創造部	6,723	消防本部	20
街にぎわい部	131	総合計	7,328

2. 要望者の区分別件数

(単位:件)



* 複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数は他の集計と一致しません。

3. 要望等の分類別の割合と件数

分類	件数	割合
「要望・依頼」	6,967	95.1%
「相談」	111	1.5%
「提言・提案」	14	0.2%
「意見・苦情」	228	3.1%
「特定要求」	0	0.0%
「不当要求」	8	0.1%

* 複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数は他の集計と一致しません。

* 端数処理については、表示単位未満で行っています。

【用語説明】

この条例における要望等とは

- ①職員以外の個人、法人その他の団体が
- ②職員に対して行う
- ③職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情など

以上３点の条件を全て満たすものが記録の対象となります。

そのうち、特定要求と不当要求については、特に、次のように定義しています。

（詳しくは、条例第２条による用語の定義をご参照下さい）

○特定要求

要望等のうち、特定の個人又は団体を他のものと比べて有利に扱うなど
特別の取り扱いをすることを求めるもの

○不当要求

（１）特定要求のうち、正当な理由なく次に該当するもの

- ①特定のものに対して著しく有利な又は不利な扱いをすること
- ②特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること
- ③執行すべき職務を行わないこと
- ④その他、明らかに職員の公正な職務の執行を妨げること

（２）法令等に違反すること又は職員としての職務に係る倫理に著しく反することを求める要望等

（３）暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段による要望等